

同時発表：京都府警察本部

令和4年7月21日14時00分

近畿地方整備局
京都国道事務所
西日本高速道路株式会社
京都市
亀岡市

国道9号老ノ坂地区他で防災訓練を実施します

～大雨等に伴う通行止めに備え、京都府警察、西日本高速道路株式会社、
京都市、亀岡市と連携して合同訓練を実施～

本格的な台風シーズンに備え、大雨等による通行止めの際、関係機関が連携して
迅速に対応することを目的に、国道9号老ノ坂地区他で防災訓練を実施します。

京都国道事務所が管理する直轄国道や西日本高速道路株式会社が管理する高速道路等
では、大雨時等における異常気象時通行規制区間を設定し、通行車両の安全を確保する
ため、対象区間での降雨量が規制雨量に達した場合、通行止めを行っています。

台風シーズンに備え、京都府警察、西日本高速道路株式会社、京都市、亀岡市と合同
で防災訓練を実施し、災害時における連携強化を図ります。

日 時：令和4年7月28日（木）13時00分～16時00分
※小雨決行

場 所：倒木被害想定 京都府亀岡市篠町王子大坪地先(国道9号老ノ坂トンネル西側)
遮断機操作訓練 京都府京都市西京区大枝北沓掛町地先

内 容：国道9号での倒木被害等を想定し、被災現場から撤去作業状況を京都国道事
務所に映像伝送を行う他、規制雨量に達した際の通行止めに伴う京都縦貫自
動車道など周辺道路の管理者や、警察、地域行政との情報伝達訓練、遮断機
操作手順の確認及び大型車両の転回訓練を行います。

その他：本訓練に伴い、遮断機操作の際、国道9号老ノ坂地区で一時的に通行規制
を行います。また、老ノ坂トンネルの歩行者等の通行も規制を行いますので、
ご理解とご協力をお願い致します。
現地取材は可能です。報道関係者で取材を希望される場合は、7月27日（水）
12時迄に【別紙-1】に必要事項を記入のうえ、FAXまたはメールでご
連絡ください。

<取扱い> —————

<配布場所> 京都府政記者クラブ、京都市政記者クラブ、亀岡市役所市政記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所
副 所 長 福島 克章 (ふくしま かつあき)
保全対策官 田中 元洋 (たなか もとひろ)
電話：075-351-3300 (代)

老ノ坂地区他防災訓練取材申込書

ふりがな	※必須	
① お名前	※必須	
② ご所属（会社名）	※必須	
③ ご連絡先（TEL）	※必須	
④ ご連絡先（MAIL）	※必須	

[備考]

- 複数名での取材を希望される方は、全員分のお名前、ご連絡先をご記入ください。

<FAXによる申し込み>

- 送り状は不要です。7月27日（水）12時迄にFAXをお願いします。
(送付先) FAX 075-351-3426
 - お手数でございますが、FAX送信後は、受信確認のため、下記の[受信連絡先]までご連絡ください。
- [受信連絡先] 京都国道事務所 保全対策官（管理第二課）田中
TEL 075-351-3300（代）内線307

<メールによる申し込み>

- 以下の「取材事前登録先」まで、
①お名前、②ご所属（会社名）、③ご連絡先（TEL）、④ご連絡先（MAIL）を記入のうえ、
7月27日（水）12時迄にメールをお願いします。
- お手数ではございますが、メール件名に「老ノ坂地区他防災訓練 取材申込み」と
記載下さい。

[取材事前登録先]

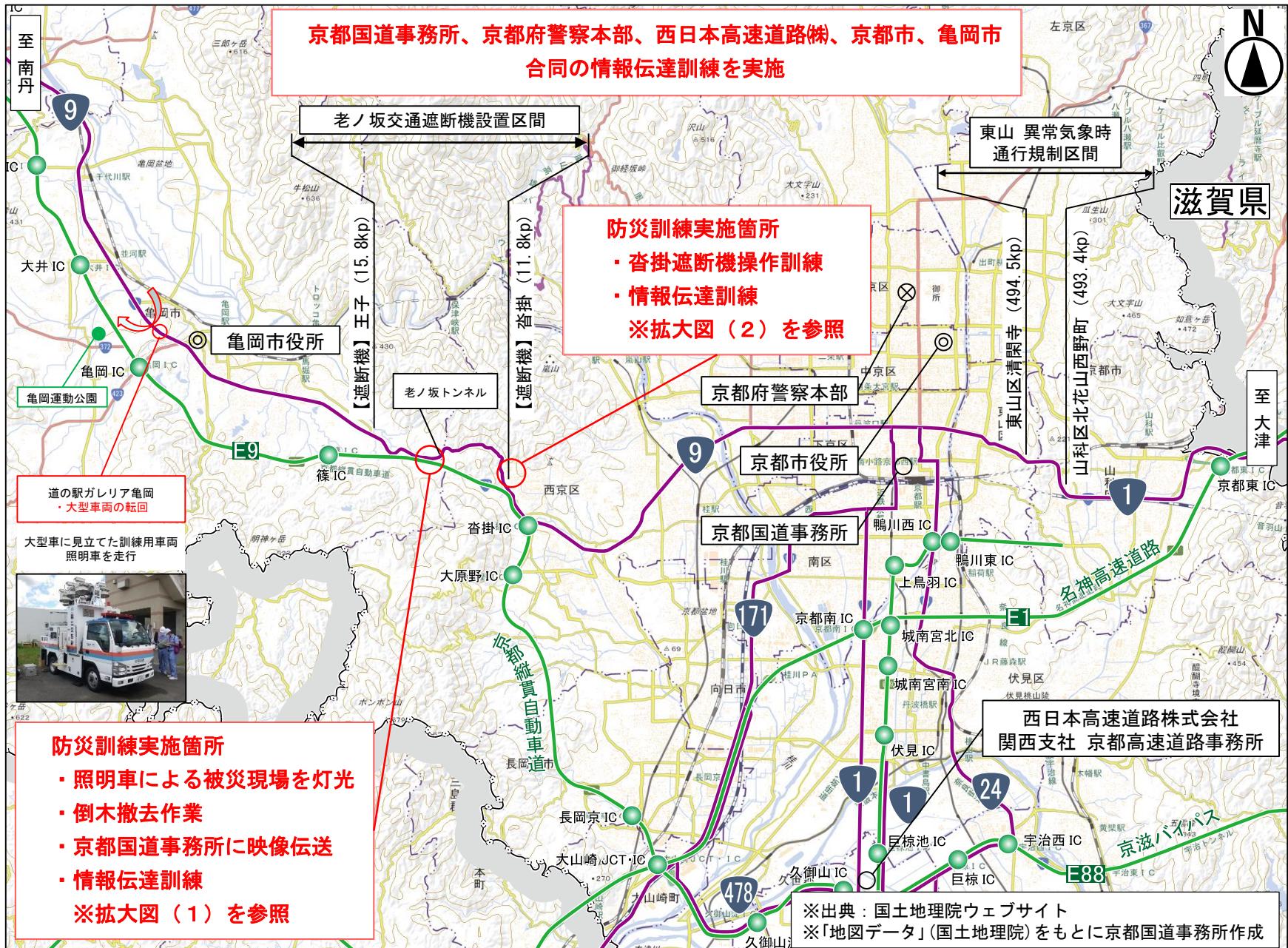
○担当者

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所
保全対策官（管理第二課）田中 tanaka-m86ta@mlit.go.jp

[新型コロナウイルス感染拡大防止の対応]

- 咳などの風邪症状、発熱等、体調不良のある方は参加をご遠慮ください。
- 取材中のマスクの着用など、参加される方ご自身で感染予防対策をお願いします。
- うがい、手洗いの励行をお願いします。
- 参加者への感染防止を考慮し、職員はマスク着用等によりご案内させて頂きます。
- 取材当日、現地での検温にご協力お願いいたします。

訓練全体図



国道9号（老ノ坂地区）防災訓練 拡大図（1）

照明車を用いて
被災現場を灯光



被災現場の状況を衛星通信
回線を用いて京都国道事務所に映像を伝送



作業班による倒木の撤去作業



※現地取材のため来場される方は、現地係員が駐車案内等を行いますので、その指示に従ってください。

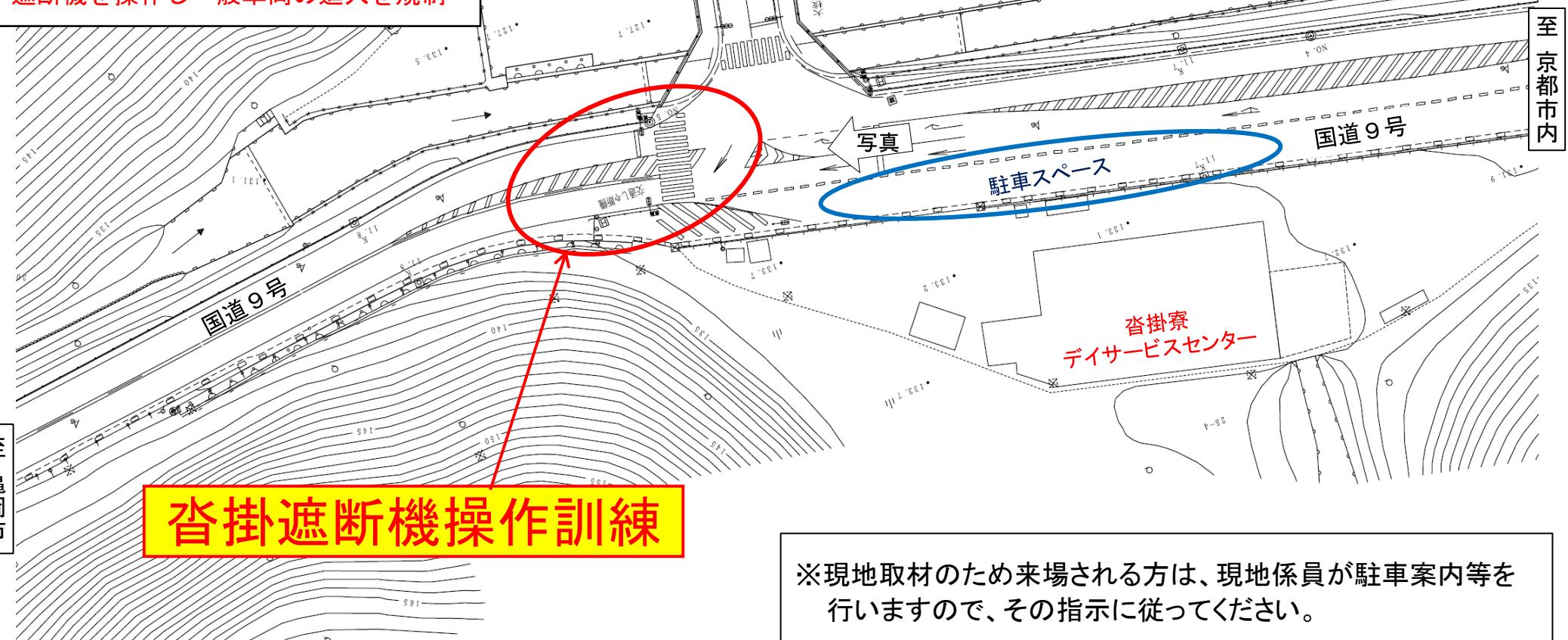
国道9号（沓掛遮断機）防災訓練 拡大図（2）



沓掛遮断機



連続雨量が規制雨量に達した際
遮断機を操作し一般車両の進入を規制



沓掛遮断機操作訓練

※現地取材のため来場される方は、現地係員が駐車案内等を行いますので、その指示に従ってください。

参考資料—1

◆異常気象時通行規制区間の概要◆

京都国道事務所では、大雨による自然災害から人命を守るため、当事務所の管理区間の内、以下の3箇所で異常気象時通行規制区間を設けています。

各区間に設置した雨量観測所で観測された連続雨量により、段階的に注意強化体制、警戒体制を発令して対策にあたり、連続雨量が各区間の通行止雨量に達した場合、自然災害の危険性が高まると判断し、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

【異常気象時通行規制区間】

路線名	区 間	延長(km)	規制雨量(連続雨量;mm)
			通行止 (非常体制)
1号	京都市山科区北花山 ～東山区清閑寺 (東山地区)	1. 1	230
9号	京都市西京区大枝沓掛町 ～亀岡市篠町王子 (老ノ坂地区)	4. 7	230
9号	南丹市園部町上木崎 ～船井郡京丹波町新水戸 (觀音地区)	4. 0	230

◆その他通行規制区間の概要◆

上記以外に集中豪雨等により冠水する恐れのある箇所があります。冠水による通行規制区間は、以下の区間で設けており、段階的に注意体制強化、警戒体制を発令して対策にあたり、冠水水位が9cmに達した場合、非常体制を発令するとともに通行止めを実施します。

路線名	区 間	延長(km)	規制雨量(冠水水位;cm)
			通行止 (非常体制)
9号	京都市右京区西院月双町 ～右京区西院久保田町 (阪急京都線アンダーパス部)	0. 1	9cm

その他に、鉄道や道路と交差するアンダーパス部が3カ所あります。集中豪雨等による大雨時には冠水する恐れがありますので道路情報板等の情報に注意して通行をお願い致します。

京都国道事務所 異常気象時における通行規制区間

